

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年10月4日（金）  
午後2時15分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する  
意見決定について
- 第 3 議案 第 27 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地  
利用集積計画の決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年10月4日(金)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 12名
    - 2番 谷越 彦茂
    - 3番 沖本 喜久雄
    - 4番 野崎 努
    - 5番 小坂 芳夫
    - 7番 石坂 誠一
    - 8番 中山 修
    - 9番 徳本 久邦
    - 10番 原 武雄
    - 11番 関口 たず子
    - 12番 中田 登與志
    - 13番 中島 悦子
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 2名
    - 1番 北田 直喜
    - 6番 谷口 敬蔵
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名
    - 上中島地区 溝口 敏正
    - 下野方地区 稲盛 保雄
    - 天神地区 幅 昭夫
  7. 議事録署名委員
    - 7番 石坂 誠一
    - 8番 中山 修
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠
    - 庶務係長 五十嵐 孝
    - 主査 杉本 ゆき子
    - 主事 井口 健太郎
    - 主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後2時15分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度10月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番石坂委員、8番中山委員にお願いいたします。

議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の5条申請は4件です。地区別の内訳は上中島地区が1件、下野方地区が2件、天神地区が1件、面積合計が8,161.16㎡です。

受付番号1番ですが、譲渡人が幅推進委員であります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定には農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、幅推進員は、議事には参与できないこととなりますので予めご了解願います。

それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

**【議案第26号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

中山委員： 既存の宅地の改修に伴って家財等を置く場所が無くなるということで、倉庫として利用したいとのこと。よろしくお願いします。

杉山会長： 2番、3番については、北田委員が欠席のため、事務局から説明願います。

井口主事： 北田委員より伝言を承っております。2番、3番共に、北田委員が現地で申請者及び行政書士と立ち合いし、問題無い旨を確認されております。

野崎委員： 市の事務局と現地を確認してきました。ちょうど地権者の一人がおられたので、話をしました。開発行為の申請の関係で計画は少し遅れているとのことでした。その他は問題ありません。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

杉山会長： 特に無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第26号は意見決定いたします。  
議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和元年9月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。7ページが総括表、8ページが一覧表になります。

今月の案件は、1議案5件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。新規と再設定の内訳は、新規が3件7筆9,836㎡、再設定は2件12筆9,610㎡です。全て合わせますと5件19筆19,446㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第27号は決定いたします。

杉山会長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： (非農地通知 (令和元年9月分) について)

五十嵐係長： (農地パトロール (利用状況調査) の結果について)

杉本主査： (農地利用最適化業務活動日誌及び農業委員会活動記録簿の提出について)

杉本主査： (富山県農業委員会大会の出欠について)

五十嵐係長：（令和元年度魚津市農業委員会視察研修について）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 3 時00分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】  
農地法第5条調査書

議案第26号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね22haの一団の農地内にあるため第1種農地と判断できます。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	同居している譲受人の長男が今般結婚し、妻を迎える部屋を確保するために家財整理を行いました。保管場所が不足しております。また、庭の手入れに使う剪定具やはしご、散布機等の資材を保管する場所も不足していることから、隣接地を転用し物置を設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、物置敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、既存地を拡張し物置を設置する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は、地下への自然浸透となり、隣接地との間には擁壁を新設します。 生活雑排水は発生せず、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】  
農地法第5条調査書

議案第26号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は10ha未満(6.6ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断できます。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし(集落接続)です。	
転用目的	申請地は、主要地方道石垣・魚津インター線や国道8号線など幹線道路近隣に位置し、交通の利便性の高い地域にあります。周辺は宅地化が進みコンビニや歯科医院が建っており、良好な居住空間が形成されていることから、6区画分の注文住宅を築造する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地に被害の及ばぬよう構造物を設置し、雨水等の流出を防ぎます。汚水排水は公共下水道に接続します。雨水は、新たに設置する道路側溝から、既設水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】  
農地法第5条調査書

議案第26号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は10ha未満(1ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第3種農地と判断できます。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし(集落接続)です。	
転用目的	申請地周辺は国道8号バイパスが整備され、高速道路へのアクセスも良く、住宅が増加しています。申請地から1キロ圏内にはショッピングセンター、病院、保育園、小学校、児童センターがあり、子育て世代からの需要が高いことから、8区画分の注文住宅を築造する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、法定外公共有物(水路)がありますが、管理する国から払下げを受ける予定で協議を進めており、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅の建築が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲はコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬように対応します。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は新設する道路側溝から既設の水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】  
農地法第5条調査書

議案第26号 受付番号4番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模(約3ha)の生産性の高くないその他の農地であることから、第2種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	譲受人は総合ジュエリーメーカーとして製品の企画・デザインから製造、販売を行っています。既存地である富山工場は昭和51年に新設され、増改築を経て現在に至っていますが、年々の事業拡大、従業員の通勤車両の増加により、既存工場敷地が大変手狭な状況となっていることから、工場の増設及び駐車場の造成を計画しております。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、口座の残高一覧を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第30条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、市が管理する法定外公共物(水路・農道)がありますが、付け替えることで協議を進めており、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、工場及び駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は工場及び駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬように対応します。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水排水は既設水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		